

地域密着型サービス
「小規模多機能型居宅介護事業所」
「看護小規模多機能型居宅介護事業所」
の整備に関する基本方針及び整備計画

大月市市民生活部福祉介護課
介護保険担当

1 基本的な考え方

地域密着型サービスは、日常生活圏という小さな区域で提供されるサービスであって、認知症高齢者や介護サービスの受給者を主たる対象に、住み慣れた地域での生活を支えていくものであることから、サービスの質の確保はもとより、既存資源の活用やできる限り高コスト、非効率なサービス提供にならないようにすることが重要です。

このことから、大月市では、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）で定めた令和5年度までのサービス見込量に基づき、地域密着型サービスの整備を進めていくとともに、人員、設備及び運営に関する基準等関係法令の他、この指針に沿って適正に整備を進めるものとし、介護報酬については国が定める基準のとおりとします。

2 共通方針

人員、設備及び運営に関する基準、その他関係法令を踏まえ、利用者が認知症高齢者や介護サービスの受給者であることに鑑み、地域から孤立した運営が行われることなく、その者の尊厳が保たれ、市民ニーズを生かした適切なサービス提供体制を確保するとともに、サービスの一層の向上を図る観点から、次のとおりとします。

① 整備区域について

可能な限り住み慣れた自宅又は地域での生活を支えていくという地域密着型サービスの趣旨を尊重し、大月市内とします。

② 家族・地域との交流の機会の確保

地域密着型サービスの運営にあたっては、地域との交流機会の確保は必要不可欠です。このことから、開設にあたっては、地元自治会、近隣住民に対する説明会を開催するなどして同意を得て、ボランティアの受け入れ、関係機関との連携や具体的な地域との交流活動計画等があるなど、地域に開かれた運営であるものとし、

③ 協力医療機関等との連携

地域密着型サービスでは、多職種との連携の中での健康管理や必要なときに適切な医療が利用できる体制及び緊急時の対応といった医療との関わりが重要であり、医療機関をはじめ介護老人福祉施設などの介護保険施設との連携及び支援体制が確保されていることが重要です。したがって、これらの連携がとれる運営であるものとし、

④ 市との連携

事業者（法人）は、市への情報提供や事業の受託など、市との連携を図ることとし、第三者評価機関などによるサービス内容の情報公開について、積極的に対応するものとし、

⑤ 個人情報保護の取り組み

事業者（法人）は、個人情報の取扱いにあたり、個人情報保護又は守秘義務に関する法令及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日厚生労働省）の規定を厳守し、従業員に対し個人情報保護に関する研修を実施するなどして、その徹底を図るものとします。

3 サービスの方針

・小規模多機能型居宅介護事業所

在宅における生活の継続支援を目的に、要介護（支援）者の様態や希望に応じて、通いを中心に随時、訪問や泊まりを組み合わせる日常生活上のケアを行うものです。

・看護小規模多機能型居宅介護事業所

要介護者に対して、訪問看護と小規模多機能型居宅介護と訪問介護等を組み合わせ、一体的に提供することにより、効果的かつ効率的となるサービスを行うものです。

いずれの事業も、第8期介護保険事業計画の理念に基づき、在宅において自分らしい生活を続けられるよう、また重度化を防止し元気高齢者であることを目的に整備する事業です。

4 地域密着型サービス事業者の選定等について

① サービス事業者については、第8期介護保険事業計画に定められた必要量を上限として、より質の高い事業者を公募・選定し、指定する。

② 公募申請の手続きについては、別に定める第8期介護保険事業計画地域密着型サービス事業者公募要項による。

③ 事業者の選定は、別に定める地域密着型サービス事業候補者選定要領に基づく審査、及び大月市地域密着型サービス運営委員会に協議し、決定する。

④ 審査の結果、選定事業者なしとする場合がある。

⑤ 選定結果により、各事業者が建物、設備等を整備し、最終的にサービス事業者の指定申請が行われた時点で、国の人員、設備及び運営に関する基準等その他関係法令の要件を満たす場合においてサービス事業者としての指定を行う。この指定については、大月市介護保険地域密着型サービス運営委員会と協議し、市長が指定する。

5 スケジュール

大月市は、山梨県福祉保健部健康長寿推進課の指導を受けながら、次のスケジュールにより事業を推進していく予定です。

※小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所

- ①令和4年1月
地域密着型サービスの事業者募集（12月広報誌及びホームページにて周知する。）
- ②令和4年2月
事業者選定
地域密着型サービス選定委員会開催（選定委員による審査）
- ③令和4年3月
地域密着型サービス運営委員会開催
（選定委員の審査結果により、運営委員会において協議する。）
- ④令和4年3月
事業者の決定

（補助金を申請する場合）

- ① 令和4年4月
大月市の令和4年度補助金等を利用する場合には、計画書を市へ提出する。
- ②令和4年4月～7月
県より補助金の内示を受け、市の補助金を交付決定する。
補助金を財源利用する事業者は、県補助金内示後に行う市の補助金の交付決定を待って、請負業者との契約締結を行い、着手することとなります。